

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

販売力と資金力を強みに収益力高めるトヨタ



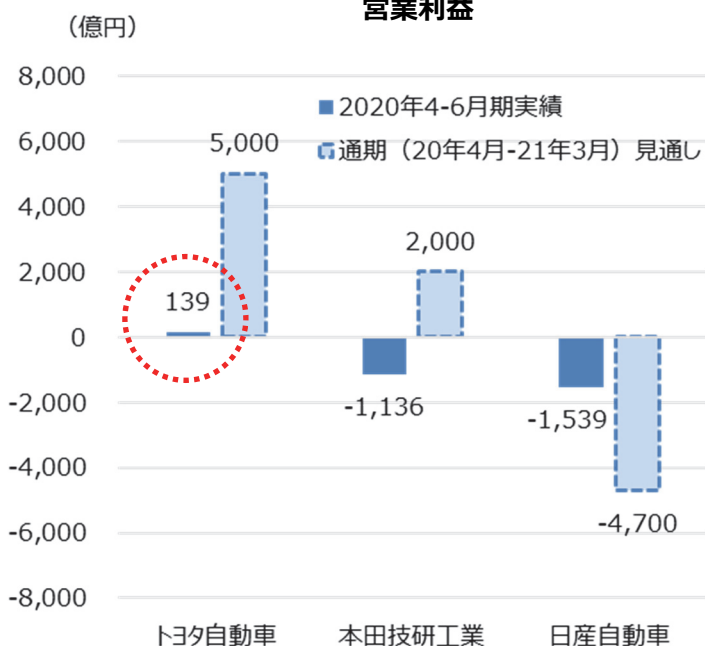
平素は「トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。本レポートでは、組入比率の最も大きいトヨタ自動車の直近決算のご紹介とともに、当ファンドの足元の運用状況や今後の見通し等についてご報告いたします。

収益力の強さが際立つトヨタ自動車

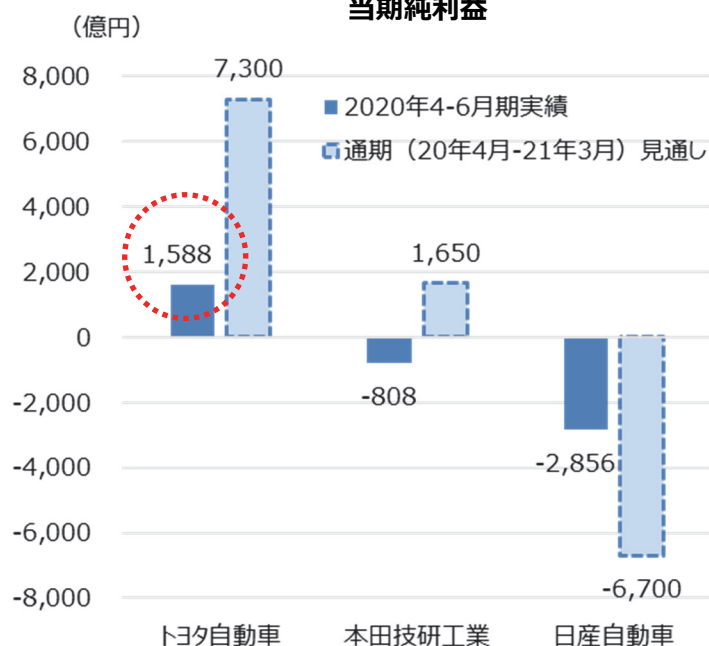
- 世界の主要な国・地域では2020年1月以降、**新型コロナウイルスの感染拡大によって自動車販売台数が急減**しました。感染抑制のため導入されたロックダウン(都市封鎖)によって需要が落ち込んだことに加え、サプライチェーンの分断や工場稼働停止による出荷の減少が影響しました。
- 国内の主要な自動車メーカー3社の業績は、新型コロナウイルスによる販売減少の影響を受けて**2020年4-6月期はトヨタ自動車を除く2社が営業利益ベースで赤字を計上**しました。2社の通期(20年4月-21年3月)見通しでは、自動車販売が上期を底に徐々に回復し、年末から来年にかけて戻ることを前提に、本田技研工業は最終黒字の確保を見込んでいますが、日産自動車は最終赤字となる見込みです。
- **トヨタ自動車は、同4-6月期は大幅な減益ながら営業利益139億円、純利益1,588億円の最終黒字**となり、収益力の強さが際立つ結果となりました。過去の東日本大震災やタイの洪水時などを教訓に**サプライチェーンを徹底して見直してきたことに加えコスト削減効果**もあり、黒字の確保につながったものと考えられます。この結果、通期で営業利益5,000億円、純利益7,300億円の最終黒字の見通しとなっています。

<国内の主要自動車メーカーの連結決算>

営業利益



当期純利益



(注) トヨタ自動車、本田技研工業は国際会計基準。

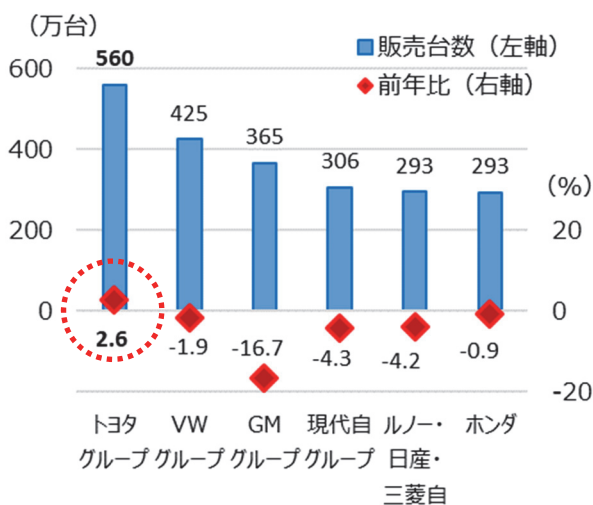
(出所) 各社決算資料等を基に委託会社作成

※ 上記は過去の実績および将来の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※ 個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

トヨタグループはアジアを中心に販売増勢を維持

＜主要メーカーの自動車販売台数＞
（アジア16カ国・地域、2019年）



(注1) 2019年の販売台数上位6グループ。グループ分類は株式20%超を保有しているメーカーをひとつのグループとみなしています。

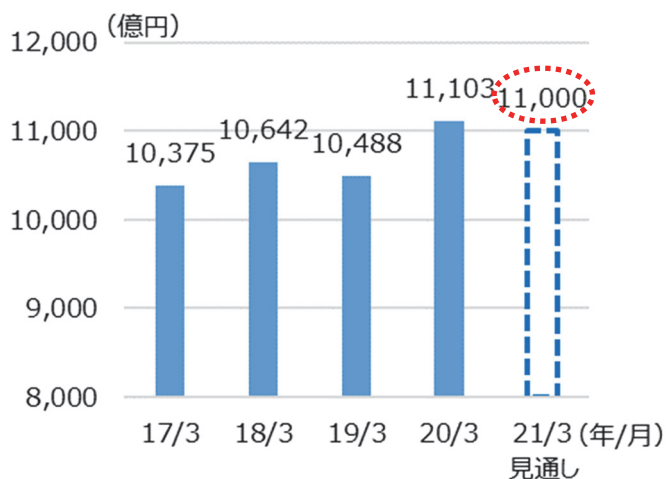
(注2) アジア16カ国・地域は日本、中国、台湾、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、ラオス、インド、パキスタン、カザフスタン、ウズベキスタン、アゼルバイジャン。

(出所) FOURIN「世界自動車統計年刊2020」、トヨタ自動車の決算資料データなどを基に委託会社作成

- トヨタ自動車の収益の柱である自動車販売は、**アジア市場を中心に増勢を維持**しています。
- 2019年のアジアにおける自動車販売台数は前年比-7%でした。環境規制強化や、米中貿易問題等にもなう世界的な景気後退懸念などを背景に、自動車メーカーの多くが中国やアセアンなどの主要市場で販売縮小を余儀なくされましたが、**トヨタグループは前年比+2.6%とプラスを維持**しました。
- トヨタグループの販売台数が堅調だった背景には、**トヨタの高級車ブランド「レクサス」や、グループ会社のダイハツ工業の海外向け**などを中心に販売台数が伸びたことなどが考えられます。
- トヨタが8月に公表した通期（20年4月-21年3月）の連結販売台数見通しは720万台と、**期首の前提から+20万台上方修正**した販売台数を見込んでいます。

先行投資には引き続き1兆1,000億円投入する見込み

＜トヨタ自動車の研究開発費＞



(注) 研究開発費は決算期中に発生した研究開発活動に係る支出額。

(出所) トヨタ自動車の決算資料データなどを基に委託会社作成

- 「CASE」（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）は、自動車産業における100年に1度の大変革をもたらすといわれています。
- トヨタ自動車は米アマゾン・ドット・コムやNTTなどIT（情報技術）大手との連携を相次いで強化するなど、「未来のモビリティ社会」の実現に向けたさまざまな取り組みをしており、大幅な減収という厳しい状況下でも**研究開発費は1兆1,000億円と前年並みを維持**しています。
- また、2021年に静岡県裾野市に着工予定のスマート都市「Woven City」（ウーブンシティ）の実証プロジェクトを幅広い企業と協働で進める方針を打ち出すなど、従来の新車開発の枠を超え、**つながる車を含む「CASE」や次世代交通サービス「MaaS」（Mobility as a Service）**への対応などが強化される方針です。

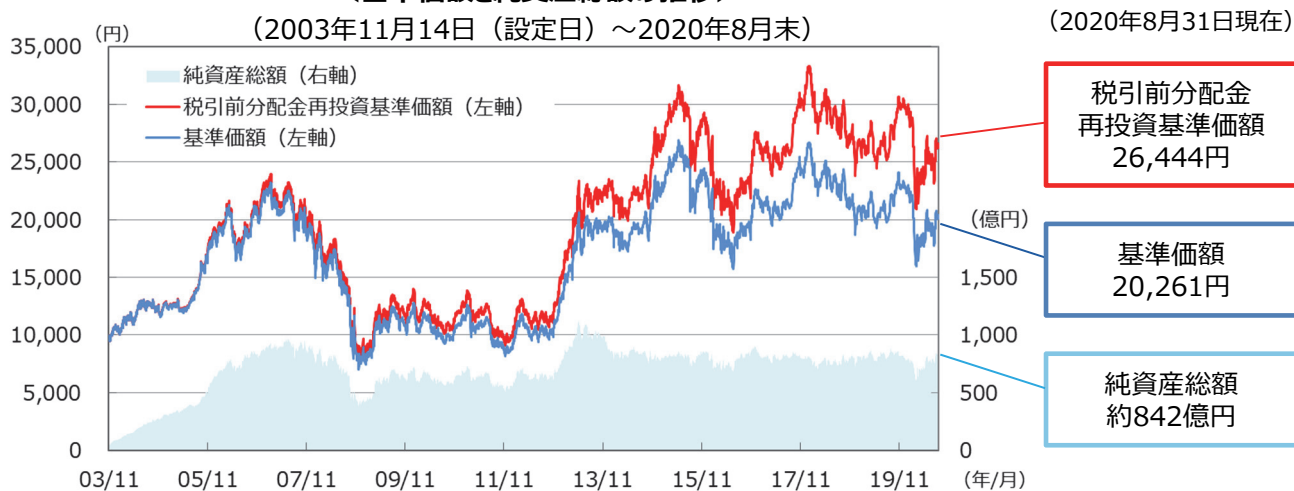
※ 上記は過去の実績および将来の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※ 個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

足元の運用状況（2020年8月31日まで）

- 2020年2月下旬以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などにより、投資家のリスク回避姿勢が強まり株式市場は世界的に大幅に下落しました。3月下旬以降は、**各国の強力な金融・財政政策の発動などを支えに、米国を中心に値を戻す展開が続き、日本の株式相場も概ね上昇傾向で推移**しました。
- リーマンショック、東日本大震災など大規模な経済危機が発生した際、当ファンドの基準価額も大きく下落しましたが、その後の**投資対象企業の業績回復とともに、基準価額も上昇**に転じてきました。
- 当ファンドで組入比率が最も大きいトヨタ自動車株式についても、8月31日の株価終値は7,006円と年初来安値（終値ベース、3月16日／5,941円）から約18%上昇しました。

＜基準価額と純資産総額の推移＞



＜騰落率＞

- (注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
- (注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。
- (注3) 騰落率は、税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。
- (注4) 参考指数は、TOPIX（東証株価指数）です。後述の「ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項」をご覧ください。

期間	当ファンド	参考指数
1ヵ月	14.3%	8.2%
3ヵ月	4.3%	3.5%
6ヵ月	0.5%	7.1%
1年	1.8%	7.0%
3年	1.6%	0.0%
設定来	164.4%	58.9%

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは6ページをご覧ください。

今後の見通し

- 世界景気については、新型コロナウイルスの感染拡大の抑制と経済活動再開のバランスを取りつつ、各国の財政・金融政策の発動を支えとし緩やかな回復を辿ると考えられます。
- 株式市場は、世界景気および企業業績の底入れ後の回復を確認しつつ、戻り歩調で推移すると予想します。
- その中で、トヨタ自動車は引き続き**トヨタ生産方式（TPS）の強化や製造原価の低減を行いつつ、モビリティ・カンパニーへの変革を加速**していく姿勢を示しており、トヨタグループの中長期的な成長が期待されます。
- リスク要因としては、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の制限措置が再び強化されることや、米中対立の激化、企業倒産件数の増加などが挙げられ、自動車業界への影響には留意する必要があると考えます。

※ 上記は将来の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

ファンドの特色

- 「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行います。
 - グループ会社とは、トヨタ自動車の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。（以下、同じ。）
 - 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行います。
- 「トヨタグループ株式マザーファンド」は、下記一定基準に基づき、規則的な運用を行います。

【組入銘柄の決定】

 - トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、日本の取引所第一部に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、東京証券取引所第一部上場銘柄）に投資します。

【組入銘柄の投資比率の決定】

 - 原則として、銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額に応じて決定します。
 - トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きをとらえるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。

※トヨタグループ株式マザーファンドには、投資比率が非常に高い銘柄が存在します。ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式の値動きをとらえることを目標に運用を行っているため、基準価額は、当該銘柄群の株価変動の影響を大きく受けます。

【投資比率の調整、銘柄の変更等】

 - 組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記【組入銘柄の投資比率の決定】で規定する基本方針に基づき行うこととします。

なお、追加設定・解約等により、四半期中にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行います。

 - 投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行います。

※当ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行うファンドであり、銘柄選定や組入比率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。

※当ファンドは、投資対象となるトヨタ自動車およびそのグループ会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

- 株式の実質組入比率は、通常の状態 で高位を保つことを基本とします。
 - ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型運用ファンドに該当します。
 - トヨタ自動車株式の純資産総額に対する比率は約50%までとします。ただし、同社以外のグループ会社の各株式の純資産総額に対する比率は35%を超えないものとします。
 - ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に集中して投資を行うため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の **投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

投資リスク

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 投資銘柄集中リスク

ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ企業の株式に限定して投資するため、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、日本の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2003年11月14日設定）

決算日

毎年11月13日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

※分配金自動再投資コースを取り扱う販売会社によっては、分配金を定期的に受け取るための契約を締結できる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に1.65% (税抜き1.50%)を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年0.759% (税抜き0.69%)の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
 ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○					
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○		○	○		
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○					
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
F F G証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号	○					
O K B証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第191号	○					
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○		○	○		
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号	○					
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第43号	○					
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第37号	○					
十六ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第188号	○					
スター証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○	○				
西日本シティＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○					
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○			○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○		
浜銀ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○					
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○					
ほくほくＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○		○	○		
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第20号	○					
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号	○	○				
明和證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第12号	○					
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第8号	○			○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○					
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第3号	○			○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第6号	○					

販売会社

販売会社名	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○					
株式会社西京銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第7号	○					
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	○			○		
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○					
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第7号	○			○		
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第6号	○					
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第16号	○					
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○					
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○					
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第8号	○					
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○					
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○			○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○			○		
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○					
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第11号	○					
旭川信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第5号						
足立成和信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第144号						
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	○					
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第28号						
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第29号						
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第19号						
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第30号	○					
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○					
蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第32号						
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号						
きのくに信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第51号						
吉備信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第22号						
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○					
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号						
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号						

販売会社		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
桑名三重信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号						
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号						
静清信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号	○					
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○					
関信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第45号						
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○					
高山信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第47号						
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第67号						
館林信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第238号						
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号						
東春信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第52号						
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○					
栃木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第224号						
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号						
豊田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第55号	○					
豊橋信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第56号						
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○					
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第58号						
沼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第59号						
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号						
半田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第62号						
尾西信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第63号						
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○					
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第66号	○					
米沢信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第56号						

ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項

- TOPIXは、株式会社東京証券取引所が公表する指数であり、その指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、当ファンドを同社が保証するものではありません。

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2020年10月1日